2010年2月24日

公訴時効見直しの法制審議会答申に当たって

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事　岡　　村　　　勲

本日、法制審議会は、公訴時効制度の見直しについての意見書を法務大臣に答申した。

１，その要旨は、人を死亡させた罪に限定した上で、

①死刑に当たる罪については、公訴時効を廃止する。

②無期懲役又は禁錮にあたる罪については、時効期間を３０年に延長する。

③２０年の有期懲役又は禁錮にあたる罪については、時効期間を２０年に延長する。

④上記②又は③以外の懲役又は禁錮にあたる罪については、時効期間を１０年とする。

という内容である。

２，公訴時効の廃止、延長は、加害者に有利な証拠が散逸して冤罪が生ずるという反対論がある。しかし、時間の経過は、加害者の証拠以上に、検察官の起訴する証拠を減殺させる。

『殺人事件などで検挙されるのは９割以上が１年未満。それ以上は余り検挙できない』（警察庁）のであるが、戦後冤罪を争われた主な事件は、３１件ある。

このうち、死刑確定後再審無罪となった４件は、いずれも事件発生後１６日から６８日目の逮捕であり、他の事件も事件発生後２年以内の逮捕が４件、他の事件は数日から数ヶ月に逮捕されている。事件後３年以上経過して逮補、起訴されて冤罪が問題となった例はない。戦前の事件の昭和の巌窟王も、事件後２日の逮捕である。公訴時効の廃止、延長が冤罪に繋がるという、実証が全くなされないのである。

３，時の経過とともに被害者の処罰感情は薄れる、早く公訴時効を完成させて被害者を苦しみから解放させるほうがよいという人がいる。これほど被害者、特に故意犯の被害者の心情を逆なでする意見はない。被害者の悲しみ、怒りは時とともに増幅していく。被害者の中にこういうことをいう人もいるようであるが、加害者は過失犯で、捕まって刑事裁判を受け、慰謝料も損害金も十分に受け取るなど、公訴時効を気にしなくてもすむ恵まれた被害者であろう。

４，公訴時効制度は、加害者の逃げ得を許し正義に反し、国民の道義心を廃れさせる。加害者の新しい社会生活を保護するために公訴時効が必要であるという見解は、被害者の犠牲において加害者の幸福を守ろうとするもので、本末転倒の意見である。

５，時効停止制度

確実な証拠がある場合に検察官が裁判所に申し立てて時効を停止させるというのが日本弁護士連合会の案だが、これを許すと狡猾悪質な加害者は、周到に準備して証拠を残さずに現場から立ち去るだろう。捜査ミスで証拠を確保できない場合もある。また、時効停止を申し立てしない検察官に対する被害者の不服申し立ての方法もない。

この制度の大きな欠陥は、被害者を差別することにある。確実な証拠がないことは、被害者の責任ではない。証拠がないという理由で被害者を不利な立場に置くことは、法のもと平等に反する。時効完成後に証拠や加害者が出てきたときは、誰が責任をとるのか。

６，遡及適用について

公訴時効の廃止、延長は、新しい処罰規定を犯罪規定を設けることではない。すでに定められている犯罪の、捜査期間、起訴期間を廃止、延長するだけだから、憲法３９条に何ら違反するものではない。

７，刑の時効

有罪判決を受けながら刑の執行を逃れることを許してはならず、死刑確定したものは刑の時効がなくなったほか、公訴時効とのバランスも考えており、賛成する。

８，平成１６年改正との関係

当会は、設立以来、公訴時効について決議するなど深い関心を抱いてきた。平成１６年は、私達被害者は１２月１日成立の犯罪被害者等基本法の立法に全力を傾けており、法制審議会で公訴時効の審議がなされていることをまったく知らなかった。法務省や法制審議会もヒアリングを行わなかった。しかも、はじめから公訴時効を問題とするのではなく、凶悪犯罪に関する実体法改正の審議会で、公訴時効が短すぎるのではないかということになって、改正されたとのことである。

意見を求められれば、当会は、当然に時効の廃止、延長を主張していた。平成１６年に改正したばかりなのに、また改正するのかとの意見もあるが、刑事司法は、犯罪被害者のためにもあるという犯罪被害者等基本法、同基本計画の精神に基づいて犯罪被害者の声を聞き、公訴時効の見直しをするのは当然のことである。

９，当会の立場

当会は、凶悪悪質犯罪の範囲を広く捉え、強制わいせつ等致死、強姦等致死、集団強姦等致死、傷害致死、殺人未遂、重篤な障害を残す傷害罪も時効廃止すべきものと考えていた。重篤な障害を受けた者の苦しみは勿論、それを介護する家族の精神的、経済的負担は想像を絶するものがあり、この被害者家族からも時効廃止に対する要望が強かった。

しかし、公訴時効廃止というわが国における初めての議論のなかで、まずこれを導入することが大切であり、かつ刻一刻と時効期間の迫る被害者の心情を思い、今回の案に従った次第である。今後の課題としたい。

本日の法制審議会の答申が、速やかに立法されることを望む次第である。